

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) } (略)</p> <p>2～12 } (略)</p> <p>13 この規程において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(法第41条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第7項各号に掲げる者を除く。</p> <p>14～18 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(仮名加工情報の作成等)</p> <p>第25条 職員等は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第4章 個人情報ファイル簿 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに法第108条各号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、本学の閲覧所(第30条に定める開示窓口をいう。)に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) } (同 左)</p> <p>2～12 } (同 左)</p> <p>13 この規程において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(規程第25条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第7項各号に掲げる者を除く。</p> <p>14～18 (同 左)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(仮名加工情報の作成等)</p> <p>第25条 職員等は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2～9 (同 左)</p> <p>第4章 個人情報ファイル簿 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第28条 (同 左)</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに法第110条各号に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、本学の閲覧所(第30条に定める開示窓口をいう。)に備えて置くとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表する。</p>

改正前	改正後
<p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(提案の募集)</p> <p>第61条 総括保護管理者は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第108条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条の提案を募集するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(提案の審査等)</p> <p>第63条 総括保護管理者は、前条の提案があったときは、当該提案が法第112条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の規定により審査した結果、前条の提案が法第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 法第113条の規定により本学との間で国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 総括保護管理者は、第1項の規定により審査した結果、前条の提案が法第112条第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(国立大学法人京都大学匿名加工情報の作成等)</p> <p>第64条 総括保護管理者は、法第113条に基づき、本学が第62条の提案をした者と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結したときは、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する部局の保護管理者に、国立大学法人京都大学匿名加工情報の作成を指示するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(作成された国立大学法人京都大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</p> <p>第66条 第62条及び第63条の規定は、前条第2項の規定により個人情報ファイル簿に同項第1号に掲げる事項が記載された国立大学法人京都大学匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者が行う提案について準用する。当該国立大学法人京都大学匿名加工情報について法第113条の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該国立大学法</p>	<p>3 (同 左)</p> <p>(提案の募集)</p> <p>第61条 総括保護管理者は、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第110条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条の提案を募集するものとする。</p> <p>(提案の審査等)</p> <p>第63条 総括保護管理者は、前条の提案があったときは、当該提案が法第114条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の規定により審査した結果、前条の提案が法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 法第115条の規定により本学との間で国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>(2)～(5) (同 左)</p> <p>3 総括保護管理者は、第1項の規定により審査した結果、前条の提案が法第114条第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(国立大学法人京都大学匿名加工情報の作成等)</p> <p>第64条 総括保護管理者は、法第115条に基づき、本学が第62条の提案をした者と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結したときは、当該提案に係る個人情報ファイルを保有する部局の保護管理者に、国立大学法人京都大学匿名加工情報の作成を指示するものとする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(作成された国立大学法人京都大学匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</p> <p>第66条 第62条及び第63条の規定は、前条第2項の規定により個人情報ファイル簿に同項第1号に掲げる事項が記載された国立大学法人京都大学匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者が行う提案について準用する。当該国立大学法人京都大学匿名加工情報について法第115条の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該国立大学法</p>

改正前	改正後
<p>人京都大学匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第67条 法第113条(法第116条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、総長の定めるところにより、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 法第113条の規定により本学と当該国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>(2) 法第113条(法第116条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学と当該国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円 (国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</p> <p>第68条 総長は、法第113条の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第111条各号(法第116条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第71条 総括保護管理者は、匿名加工情報(法第60条第3項に定める行政機関等匿名加工情報(国立大学法人京都大学匿名加工情報を含む)を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>人京都大学匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第67条 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、総長の定めるところにより、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により本学と当該国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額</p> <p>(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学と当該国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円 (国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</p> <p>第68条 総長は、法第115条の規定により本学と国立大学法人京都大学匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第113条各号(法第118条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第71条 総括保護管理者は、匿名加工情報(法第60条第3項に定める行政機関等匿名加工情報(国立大学法人京都大学匿名加工情報を含む)を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>附則(令和5年達示第5号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>